

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

【商品分類】 追加型投信／海外／株式

【設定日】 2016年12月21日

【決算日】 原則3月、6月、9月、12月の各4日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	9,127円
純資産総額	23.65億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

構成比率

	純資産比
スイス株式マザーファンド	97.06%
コール・ローン等	2.94%

期間別騰落率

	当ファンド
過去1ヵ月間	3.40%
過去3ヵ月間	-2.14%
過去6ヵ月間	2.78%
過去1年間	0.07%
過去3年間	-0.63%
過去5年間	13.20%
設定来	54.05%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

基準価額・純資産の推移

2016/12/21～2025/05/30



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。

※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。

※ 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

2024年03月	0円
2024年06月	0円
2024年09月	0円
2024年12月	0円
2025年03月	0円
設定来累計	5,700円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

構成比率(マザーファンド)

	純資産比
株式	98.90%
コール・ローン等	1.10%

組入上位10銘柄(マザーファンド)

銘柄名	通貨	発行国/地域	業種	純資産比
1 NESTLE SA-REGISTERED-B	スイス・フラン	スイス	生活必需品	12.4%
2 NOVARTIS AG-REG SHS	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	9.4%
3 ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	9.2%
4 ABB LTD	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	6.9%
5 UBS GROUP AG	スイス・フラン	スイス	金融	6.3%
6 LONZA GROUP AG-REG	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	4.7%
7 SWISS RE LTD	スイス・フラン	スイス	金融	4.4%
8 SIKA INHABER	スイス・フラン	スイス	素材	3.7%
9 ALCON INC	スイス・フラン	スイス	ヘルスケア	3.7%
10 ACCELLERON INDUSTRIES AG	スイス・フラン	スイス	資本財・サービス	3.2%
組入銘柄数				32銘柄

※ 業種別分類は、世界産業分類基準に準じてUBPインベストメンツが分類しています。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

組入上位10銘柄の紹介

組入銘柄	銘柄紹介
1 NESTLE SA-REGISTERED-B (ネスレ)	多国籍食品加工会社。広範囲にわたる食品の製造・販売を手掛ける。製品は、ミルク、チョコレート、菓子類、飲料水、コーヒー、クリーマー、調味料、ペットフードなど。
2 NOVARTIS AG-REG SHS (ノバルティス)	医薬品会社。医薬品および消費者用ヘルスケア商品を製造。医薬品の分野は、心血管疾患、呼吸器疾患、感染症、腫瘍、神経系疾患、移植、皮膚病、胃腸系疾患、泌尿器系疾患、関節炎など。また、診断薬およびワクチン、視力関連、動物用ヘルス商品なども製造する。
3 ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN (ロシュ・ホールディング)	製薬会社。心血管疾患、伝染病、自己免疫疾患、呼吸器疾患、皮膚病、代謝異常、腫瘍、移植、中枢神経系などの疾病を対象とする処方薬を開発、製造する。
4 ABB LTD (ABB)	電力・自動化テクノロジー会社。事業分野は、発電、電力システム、オートメーション製品、工程自動化、ロボット工学など。
5 UBS GROUP AG (ユービーエス)	金融サービス会社。個人、法人、機関投資家向けに金融サービスを提供する。投資銀行業務、小売銀行業務、法人・機関投資家向け銀行業務、総合的な資産運用計画および資産運用サービスのほか、ファンド管理、第三者ファンド運用などの証券サービスを手掛ける。
6 LONZA GROUP AG-REG (ロンザ・グループ)	有機化学薬品、殺菌剤、活性剤、バイオ製品などのメーカー。カスタマイズされた化学品の製造および発酵加工に従事。生命科学、医薬、食品加工、農産品メーカーなどに向けた製造施設を欧州、米国、中国に所有する。
7 SWISS RE LTD (スイス再保険)	再保険会社。保険や保険連動型金融市場商品を提供する。自動車、賠償、傷害、エンジニアリング、海上、航空、生命、健康などの各種保険を取り扱う。自社および他社向けの債券・株式投資管理も提供する。
8 SIKA INHABER (シーカ)	建材メーカー。コンクリート混和剤、モルタル、シーリング剤、接着剤、加工用樹脂、静電気防止床材、自動車用音響材、塗膜防水材料を製造するほか、請負サービスも提供する。
9 ALCON INC (アルコン)	アイケア製品製造会社。世界的に医療業界へサービスを提供し、硝子体網膜や白内障手術装置、コンタクトレンズ、光学技術製品などを手掛ける。
10 ACCELLERON INDUSTRIES AG (アクセラロン インダストリー)	過給機と過給機部品の開発、製造、サービスを行う。エンジンの過給技術と最適化ソリューションを提供し、より少ない燃料と排出ガスで環境への影響を低減する(ABBが過給機部門を分社化)。

※ 上記内容は、組入銘柄の紹介を目的として運用委託会社からの情報を基に弊社が作成しており、記載銘柄の推奨を行うものではありません。
※ 上記内容は、作成段階で入手しうる情報をもとに作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
※ 当ファンドでは銘柄入替を行うことがあるため、現在の銘柄と異なる場合があります。

<ご参考>

主要株式指数

2016/12/21～2025/05/30



	スイスパフォーマンス指数
2025年4月30日	16,479.15
2025年5月30日	16,850.29
騰落率	2.25%

※ 休日の場合は直近の指数値を表示しております。
※ 上記指数はベンチマークではありません。

出所：Bloomberg

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

ファンドマネージャーコメント

○先月の市場動向

5月のスイス株式市場（SPI 指数）は、2.25%の上昇となりました。

月前半、スイス株式市場は、米雇用の堅調さや、米英両政府が貿易協定を締結することで合意したこと、米中貿易協議の進展を受けて、米中首脳会談が近く実現する可能性が高いとの見方が台頭したことなどを好感し、上昇しました。その後も、欧米の長期金利が低下したことを受け、堅調な展開となりました。しかし、下旬にトランプ大統領が EU（欧州連合）からの輸入品に 50%の関税を課す意向を表明したことが嫌気され、反落しました。その後、トランプ大統領が関税発動を当初予定の 6 月 1 日から 7 月 9 日への延期を表明したことなどが好感され、スイス株式市場は反発しました。月末には、米国による EU への 50%の関税の発動延期を受けた買いが一服し反落するなど、米関税政策に左右される展開が続きました。

○先月の運用状況

5月のポートフォリオ変更としては、機械式および電子式のセキュリティシステムを提供し、鍵削り機分野で世界的なリーダーである DORMAKABA HOLDING AG を新規に購入しました。

当ファンドの騰落率は、スイス株式市場が上昇したことなどから、3.40%の上昇となりました。

○今後の見通し

2025 年後半のスイス株式市場は、引き続き堅調な推移が期待されます。足元では、世界株式指数と比較して相対的に割安な水準で推移しており、過去との比較でもバリュエーションの拡大余地があると考えられます。また、スイス株式は、関税リスクの高まりが意識される局面においても、選別的なアプローチを通じて相対的に良好なポジションを維持できると考えられます。スイスは、対米直接投資において世界第 7 位の規模を誇り、多くのスイス企業は米国から一定の収益を得ています。その一方で、多くの企業が現地での生産体制を構築しており、こうした構造が潜在的な関税リスクを緩和する一因となっています。加えて、時価総額の大小を問わず、多くのスイス企業が特定のニッチ市場において高い市場占有率を有しており、価格決定力の高さを通じてコスト上昇局面にも対応しやすいビジネスモデルを構築しています。

当ファンドのスイス株式戦略は、持続的に価値を創出し、安定した利益成長が見込まれる企業の選定に引き続き注力しています。特に資本財を中心とした構造的な成長機会を有する企業へのエクスポージャーを維持し、現地生産体制を有する企業や、代替困難な製品・サービスを提供する企業群への投資比率を高めることで、関税リスクの高まりにも柔軟に対応できるポジションを構築しています。

（運用委託先からの情報を基に当社が作成）

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

ファンドの特色

- 1 スイス株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。
 - マザーファンドにおけるスイス株式等の運用指図に関する権限を、「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」に委託します。
- 2 主に安定した企業基盤があり、特定の分野で世界No. 1のリーディングカンパニーへ集中投資します。
 - 世界No. 1のリーディングカンパニーとは「ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー」による調査・分析の結果、特定の分野で売上高等がトップシェアを有すると認められる企業を指します。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより、為替変動リスクを低減する運用を行います。
- 4 原則、年4回決算を行います。
 - 3、6、9、12月の各4日。当該日が休業日の場合は翌営業日。
 - 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

- ・ 当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄^{*}が存在するファンドをいいます。

※ 支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。）が10%を超える、または超える可能性が高いものをいいます。

- ・ 当ファンドの実質的な投資対象であるスイス株式市場には、構成割合が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

投資リスク①

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行います。全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆銘柄集中投資のリスク

当ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

投資リスク②

《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	スイス証券取引所の休業日においては、お申込みの受付ができません。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※ 受付時間については販売会社により異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	無期限（設定日 2016年12月21日）
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則3月、6月、9月、12月の各4日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年4回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎年6月、12月の決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	● 課税上は株式投資信託として取扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ● 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.85% (税抜3.5%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.848% (税抜1.68%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.90% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.70% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.08% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
※ 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託したユニオンバンケールブリヴェユービーピーエスエーへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.50%を乗じた額とします。〔ファンドの運用の対価〕		
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ・監査費用 ・売買委託手数料 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税等 ※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

● 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合
一定額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ※ 法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 SOMPOアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号） 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 ホームページ： https://www.sompo-am.co.jp/ 電話番号： 0120-69-5432 ●リテール営業部
受託会社	ファンドの財産の保管及び管理を行います。 みずほ信託銀行株式会社
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料はSOMPOアセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。ただし、登録金融機関の仲介で金融商品取引業者からご購入いただいた場合は、この限りではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社意見等は予告なく変更することがあります。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第35号	○	○			
株式会社SBⅠ証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○	
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○		
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第77号	○		○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○	
株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第170号	○	○			
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○	
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○	
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社SBⅠ新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBⅠ証券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○		
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○				

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。